

陸上自衛隊達第100-1号

装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）第17条の規定に基づき、研究開発に関する達（昭和52年陸上自衛隊達第100-1号）の全部を改正する。

平成27年12月3日

陸上幕僚長 陸将 岩田 清文

## 研究開発に関する達

改正 平成28年4月 1日達第100-1-1号 平成29年3月27日達第100-1-2号  
平成30年3月16日達第100-1-3号 平成31年3月20日達第100-1-4号  
令和 元年6月27日達第122-303号 令和 2年3月25日達第122-311号  
令和 3年3月 3日達第100-1-5号 令和 5年3月29日達第100-1-6号  
令和 6年3月21日達第100-1-7号

## 目次

### 第1章 総則

#### 第1節 通則（第1条-第6条）

#### 第2節 陸上幕僚長及び研究実施機関の長の職責（第6条の2-第6条の4）

### 第2章 陸上自衛隊研究開発指針及び研究開発計画並びに年度計画等

#### 第1節 陸上自衛隊研究開発指針及び研究開発計画（第7条-第9条の3）

#### 第2節 研究開発の年度計画（第10条-第13条）

#### 第3節 研究開発に関する諸提案（第14条・第15条）

### 第3章 研究の実施（第16条-第19条）

### 第4章 研究成果の評価及び利用（第20条・第21条）

### 第5章 装備品等の研究開発に関する陸上幕僚監部、教育訓練研究本部及び学校における諸業務

#### 第1節 運用要求案、研究開発取得ロードマップ、代替案分析、装備品等研究開発見積依頼及び装備品等研究依頼（第22条-第24条）

#### 第2節 装備品等の研究のための装備品等研究開発要求（第25条-第27条）

#### 第3節 要求性能案、装備品等の開発のための装備品等研究開発要求等（第28条-第31条）

#### 第4節 実用試験等（第32条・第33条）

#### 第5節 研究開発評価（第33条の2）

### 第6章 研究開発委員会等

第1節 研究開発委員会（第34条—第44条）

第2節 その他の委員会等（第45条—第45条の2）

第7章 雑則（第46条・第47条）

附則

別紙第1 研究要望の記載項目

別紙第2 改善研究提案書の記載項目

別紙第3 研究開発に関する着想提案書の記載項目

別紙第4 実施計画の記載例（基準）

別紙第5 研究実施予定の記載項目

別紙第6 研究成果報告書の様式

別紙第7 実用試験成果報告書の本文の記載項目

別紙第8 研究開発委員会の委員

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院及び陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）における研究開発について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 命題研究 陸上幕僚長及び教育訓練研究本部長が示した研究課題の研究をいう。
- (2) 自主研究 命題研究を除き、研究実施機関の長が任務遂行に必要と認めて自ら計画・実施する研究課題の研究をいう。
- (3) 運用解析 科学的な方法に基づく検討を行うことにより、陸上自衛隊の隊務の合理的かつ円滑な運営を促進させるための活動をいう。
- (4) 部隊実験 陸上自衛隊長期防衛見積り及び陸上自衛隊中期防衛見積りを踏まえた構想の具体化並びに部隊等の運用、編成及び装備等の見直しのため、部隊等を用いて行う実動検証をいう。
- (5) 装備体系 陸上自衛隊長期防衛見積りの対象年度に準じた装備品等の質的方向を体系化したものであり、装備品等の研究開発業務の準拠となる文書をいう。
- (6) 運用要求案 防衛装備庁による研究開発又は陸上自衛隊による研究改善又は取得を必要とする装備品等について、運用者の視点からその使用目的、必要性、運用構想、期待する主要な性能及びその優先順位、装備構想、その他必要な事項等を記載した研

究実施機関が作成する文書をいう。

- (7) 要求性能案 防衛装備庁による研究開発又は陸上自衛隊による研究改善を必要とする装備品等について、運用要求案に基づき、要求する主要な性能及び優先順位、装備構想、その他必要な事項等を記載した研究実施機関が作成する文書をいう。
- (8) 装備開発（改善）要求書 防衛装備庁による研究開発を必要としない装備品等において、防衛大臣に部隊使用承認が必要な装備品について運用者の最終的な要求を記載した文書をいう。
- (9) 装備取得要求書 防衛大臣による部隊使用承認を必要としないと認められる装備品等について、運用者の最終的な要求を記載した文書をいう。
- (10) 装備研究要求書 運用実証型研究により防衛装備庁が試作等した装備品の原型となるものを試験評価する必要がある場合、又は運用実証型研究に準じて自隊研究を行う必要がある場合に、運用者の評価の基準を記載した文書をいう。
- (11) 自隊研究 陸上自衛隊が行う装備品等の研究改善であって、防衛諸計画の作成に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）別表第2の研究開発事項に区分されるものをいう。
- (12) 運用実証型研究に準じた自隊研究 開発着手する時点では運用構想が明確でないものの、運用構想が明確になった時点で急速に装備化が必要となる装備品等の自隊研究をいう。
- (13) 実用試験 装備品等の開発において試作された装備品等が使用目的に適合するか否かについて評価するために行う試験をいう。
- (14) 実用性確認試験 自隊研究において購入した装備品等が使用目的に適合するか否かについて評価するために行う試験をいう。
- (15) 量産装備品等の確認試験 実用試験又は実用性確認試験を経て量産された装備品等の不具合等を確認するための試験をいう。
- (16) 装備品等性能確認 装備品等の機能・性能を確認する活動をいう。
- (17) 試験的な装備品等の導入 量産装備品等の導入に先立ち、研究実施機関又は部隊に参考器材等を導入して試験的運用を実施することにより、部隊の対処能力を向上するとともに、量産装備品等の導入に向けた検討を加速するために行う活動をいう。
- (18) 初期的運用 試験的な装備品等の導入において、試験的運用後の参考器材等を部隊等に導入し、部隊等での運用要領の慣熟・深化を図る活動をいう。
- (19) 装備化年度 量産装備品の初号機の契約年度をいう。

（研究開発の目的）

第3条 陸上自衛隊の研究開発は、部隊等の運用、編成及び装備品等を、時宜に適し、かつ、質的向上を重点に開発し、又は改善することによって陸上自衛隊の任務達成に必要な防衛力の造成充実に寄与することを目的とする。

(研究開発の範囲及び区分)

第4条 この達に定める研究開発の範囲は、運用研究、装備研究、教育訓練研究、衛生研究及びその他の研究とする。

2 運用研究とは、部隊等の運用、編成・装備に関する研究をいい、次の各号に掲げるものから成る。

- (1) 運用基礎研究 部隊等の運用、編成・装備に関する基礎的理論及び諸元に関する研究をいう。
- (2) 運用開発研究 将来の部隊等の運用、編成・装備に関する研究及び装備品等の期待性能等を求める研究をいう。
- (3) 運用改善研究 現有の編成・装備による部隊等の運用及び編成についての改善に関する研究をいう。
- (4) その他の運用研究 運用研究のうち、運用解析に関する研究等、前3号に掲げるもの以外の研究をいう。

3 装備研究（衛生資材研究を含む。）とは、装備品等の開発又は改善に関する研究をいい、次の各号に掲げるものから成る。

- (1) 装備基礎研究 装備開発研究及び装備改善研究のために必要な技術の見通し及び装備品等の性能及び諸元に関する研究をいう。
- (2) 装備開発研究 新たな構想により開発する装備品等に対する使用者の最終的な要求を求め、これに基づいて試作等された装備品等を使用者の立場から評価し実用化を図る研究をいう。
- (3) 装備改善研究 現用の装備品等を改善するため、前号に準じて行う研究をいう。
- (4) その他の装備研究 装備研究のうち、前3号に掲げるもの以外の研究をいう。

4 教育訓練研究とは、部隊等の教育訓練に関する研究をいい、次の各号に掲げるものから成る。

- (1) 教育訓練基礎研究 部隊等の教育訓練に関する基礎的理論及び諸元に関する研究をいう。
- (2) 教育訓練開発研究 将来の部隊等の教育訓練に関する研究をいう。
- (3) 教育訓練改善研究 現有の部隊等の教育訓練の改善に関する研究をいう。
- (4) その他の教育訓練研究 教育訓練研究のうち、前3号に掲げるもの以外の研究をいう。

5 衛生研究とは、保健衛生及び医療に関する研究をいい、次の各号に掲げるものから成る。

- (1) 臨床医学研究 主として病院における疾病の専門治療研究をいう。
- (2) 部隊医学研究 部隊行動及び武器の使用等、自衛隊の任務の特性並びに野外環境から生起する疾病の予防及び応急治療等に関する研究をいい、装備品等に係る人間工学

的研究を含むものとする。

(3) その他の衛生研究 衛生研究のうち、前2号に掲げるもの以外の研究をいう。

6 その他の研究とは、業務管理及び人に関する研究等、前4項までに掲げるもの以外の研究をいう。

(研究実施機関)

第5条 研究実施機関とは、次の各号に掲げる部隊等をいう。

(1) 教育訓練研究本部

(2) 学校（幹部候補生学校及び高等工科学学校を除き、自衛隊体育学校を含む。）

(3) 補給統制本部及び補給処

(4) 自衛隊中央病院及び陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院

(5) 開発実験団、システム開発隊、空挺教育隊、冬季戦技教育隊、特殊作戦群、国際活動教育隊及び水陸機動教育隊

(6) 第2師団

(7) 前各号に掲げる部隊等以外で、研究課題を与えられた部隊等

(研究開発実施上の留意事項)

第6条 研究開発の実施に当たっては、各研究相互間の調整を図り、計画の作成、研究の実施、評価及び成果の利用を通じ体系的管理が実施できるように努めるとともに、教育訓練成果等の活用に留意する。この場合において、研究開発の各段階において努めて費用対効果の検討を含む定量的な分析検討を行うものとする。

第2節 陸上幕僚長及び研究実施機関の長の職責

(陸上幕僚長の職責)

第6条の2 陸上幕僚長は、陸上自衛隊における研究開発に関する事務を総括する。

2 陸上幕僚長は、陸上自衛隊における中・長期的な研究開発の指針を指示するものとする。

3 陸上幕僚長は、第2項の指針又は年度の計画によらず研究開発が必要な事項について、研究実施機関に対し研究の実施を命じることができる。

(教育訓練研究本部長の職責)

第6条の3 教育訓練研究本部長は、陸上幕僚長の指針に基づき、陸上自衛隊の研究開発に関する計画を作成するものとする。

2 教育訓練研究本部長は、第1項に規定する計画を研究実施機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）に指示するとともに、陸上幕僚長へ報告するものとする。

3 教育訓練研究本部長は、研究開発の成果を評価するものとする。

(研究実施機関の長の職責)

第6条の4 研究実施機関の長（教育訓練研究本部長を除く。以下、この条において同

じ。）は、第6条の2第2項に示す陸上幕僚長の指針及び第6条の3第2項に示す計画

を踏まえ、自主研究を加えた年度の計画を作成するものとする。

- 2 研究実施機関の長は、前項の計画を教育訓練研究本部長に報告又は通知するとともに、研究開発を実施するものとする。

## 第2章 陸上自衛隊研究開発指針及び研究開発計画並びに年度計画等

### 第1節 陸上自衛隊研究開発指針及び研究開発計画

(陸上自衛隊研究開発指針の目的、構成及び作成)

第7条 陸上自衛隊研究開発指針は、第6条の2第2項の規定に基づき、陸上自衛隊の研究開発における中・長期的な目標及び体系を示して、当面の研究開発業務の焦点を明らかにすることを目的とする。

- 2 陸上自衛隊研究開発指針は、次の各号に掲げるものから成り、その内容は当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究開発の前提 中・長期的な指針を付与するに当たっての前提となる情勢、条件等に加え、関係規則、戦略文書、計画等を示すもの。
- (2) 目標 研究開発の前提における目標を示すものであり、通常、研究開発の成果を必要とする時期及びその内容を具体的に示すもの。
- (3) 研究開発体系 目標を達成するに当たり、主要な研究課題から研究開発の成果の反映先まで体系的に示すもの。

- 3 陸上自衛隊研究開発指針は、原則として陸上自衛隊の防衛諸計画作成等に関する達(陸上自衛隊達第6 1－6号(27. 12. 8))の規定に基づく陸上防衛戦略の作成年度に作成するものとし、作成しない年度にあつては、情勢や研究課題の変化等を踏まえ、必要により見直すものとする。

- 4 陸上幕僚監部防衛部長(以下「防衛部長」という。)は、防衛諸計画の長期及び中期の見積りに基づき、関係部長と調整の上、陸上自衛隊研究開発指針の作成及び見直しを行うものとする。

(研究開発計画の目的及び作成)

第7条の2 研究開発計画は、教育訓練研究本部長が、陸上自衛隊研究開発指針に基づき、研究実施機関の長(教育訓練研究本部長を除く。)に対し、当面の研究開発業務を実施するために必要な事項を示すことを目的とする。

- 2 教育訓練研究本部長は、研究実施機関の長と調整の上、研究開発計画を作成するものとする。この場合において、陸上幕僚監部及び研究実施機関で実施する研究開発業務の一体化を図るものとする。

- 3 教育訓練研究本部長は、陸上自衛隊研究開発指針を作成しない年度にあつては、研究開発計画の見直しを行うものとする。

- 4 防衛部長及び研究実施機関の長(教育訓練研究本部長を除く。)は、研究開発計画の作成及び見直しに協力するものとする。

(研究実施機関における計画の作成)

第8条 補給統制本部長は、研究開発計画を踏まえ、必要な研究課題を関係補給処長に指示するとともに、関係方面総監に通知するものとする。

(陸上自衛隊研究開発指針の指示の手続)

第9条 防衛部長は、陸上自衛隊研究開発指針を作成する年度にあつては、通常、年度末までに教育訓練研究本部に指示する手続を行うものとする。

(研究開発計画の指示)

第9条の2 教育訓練研究本部長は、研究開発計画を、通常、年度末までに研究実施機関(教育訓練研究本部を除く。)に指示するものとする。

(陸上幕僚長による命題研究の指示の手続)

第9条の3 防衛部長は、第6条の2第3項の規定に基づく研究の指示を受けた場合、教育訓練研究本部に対し、命題研究の実施に関する手続を行うものとする。

2 教育訓練研究本部長は、前項の研究実施に当たって、研究実施機関の長(教育訓練研究本部長を除く。)と調整の上、指示を受けてから1か月以内に、陸上幕僚長へ研究実施計画を報告するものとする。

3 研究実施機関の長(教育訓練研究本部長を除く。)は、第2項の計画作成及び研究実施に関して、教育訓練研究本部に協力するものとする。

4 陸上幕僚監部各部長、監察官、法務官及び警務管理官(以下「部長官」という。)及び研究実施機関の長は、臨機に実施することが必要な研究について、陸上幕僚長に具申することができる。

## 第2節 研究開発の年度計画

(研究要望の提出)

第10条 研究実施機関の長(補給処長を除く。)及び部隊等の長は、陸上自衛隊の年度業務計画運営規則(陸上自衛隊達第11-1号(28.3.29))第9条に規定する要望事項のうち、研究要望(長期及び中期の要望を含む。)を別紙第1に定める項目により、陸上幕僚長(防衛部長気付)に提出するとともに、研究実施機関の長(教育訓練研究本部長及び補給処長を除く。)及び部隊等の長は、教育訓練研究本部長に通知するものとする。(防定第1号)

2 補給処長は、前項の研究要望を補給統制本部長に提出するとともに、方面総監に報告するものとする。

3 研究実施機関の長は、第1項の研究要望の提出に当たっては、命題研究又は自主研究の成果及び第14条に規定する関係部隊等の長からの提案を検討し、研究要望を別に示す要領で提出するものとする。

(研究開発の年度計画の作成)

第11条 防衛部長、陸上幕僚監部装備計画部長(以下「装備計画部長」という。)、陸

上幕僚監部人事教育部長（以下「人事教育部長」という。）、陸上幕僚監部運用支援・訓練部長（以下「運用支援・訓練部長」という。）及び陸上幕僚監部衛生部長（以下「衛生部長」という。）は、関係部長と調整の上、防衛諸計画の作成等に関する訓令に定める中期計画を踏まえ、研究開発の進ちよく状況及び前条に規定する研究要望等を考慮して、対象年度に研究を実施する必要のある課題を選定し、研究開発の年度計画としてそれぞれ運用研究等計画、装備研究計画、教育訓練研究計画及び衛生研究計画を作成するものとする。

- 2 前項の研究開発の年度計画の作成に当たり、関係部長は、所掌に係る計画案を作成し、防衛部長、装備計画部長、人事教育部長、運用支援・訓練部長及び衛生部長に通知するものとする。

第12条 削除

第13条 削除

### 第3節 研究開発に関する諸提案

（改善研究の提案）

第14条 部隊等の長は、教育訓練等の成果に基づき、部隊等の運用、編成、装備及び教育訓練に関する改善について、研究を必要と認める場合には、別紙第2に定める項目により、改善研究に関する提案書を作成し、陸上幕僚長（防衛部長気付）に上申するとともに、教育訓練研究本部長及び関係研究実施機関の長に通知するものとする。

（研究開発に関する着想の提案）

第15条 隊員及び部隊等の長は、陸上自衛隊における研究開発に寄与すると考える部隊等の運用、編成、装備及び教育訓練に関する着想（装備体系に係る技術情報を含む。）について、別紙第3に定める項目により、着想に関する提案書を作成し、随時陸上幕僚長（防衛部長気付）に上申するとともに、教育訓練研究本部長及び関係研究実施機関の長に通知するものとする。

### 第3章 研究の実施

（研究の実施）

第16条 研究実施機関の長は、命題研究及び自主研究を実施するものとする。

- 2 陸上幕僚長は、第9条の3第1項に規定する命題研究を指示する場合において、必要により第11条第1項に規定する研究開発の年度計画を修正するものとする。
- 3 教育訓練研究本部長は、他の研究実施機関の長に対して研究実施のために必要な統制又は調整を行うものとする。
- 4 研究実施機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、教育訓練研究本部長が示す研究の実施に際し、意見を提出することができる。
- 5 研究実施機関の長は、研究の実施に際し、他の研究実施機関の長に研究の一部を委託し又は研究の支援を受ける必要があるときは、細部の計画を作成して、あらかじめ当該



研究実施機関の長と調整するものとする。

(試験等の実施計画等の作成)

第17条 研究実施機関の長(補給処長を除く。)は、実用試験、実用性確認試験、量産装備品等の確認試験、装備品等性能確認、部隊実験及び射表作成のための射撃、運用実証型研究等に係る試験(運用実証型研究に準じた自隊研究に係る試験を含む。)、試験的な装備品等の導入等(以下「試験等」という。)の実施を命ぜられた場合には、あらかじめ試験等の実施計画を作成し、特に示された場合を除き、別紙第4の様式により、陸上幕僚長(運用研究及びその他の研究にあつては防衛部長気付、装備研究にあつては装備計画部長気付、教育訓練研究にあつては人事教育部長又は運用支援・訓練部長気付、衛生研究にあつては衛生部長気付)に報告(研定第1号)するものとする。

2 前項の試験等の実施を命じられた研究実施機関の長(教育訓練研究本部長を除く。)は、教育訓練研究本部長に試験等の実施計画を通知するものとする。

3 補給処長は、研究開発計画で示された命題研究に係る試験等の実施計画を作成し、補給統制本部長に通知するとともに、関係方面総監に報告するものとする。

4 研究実施機関の長は、第1項の試験等の実施計画の作成に当たり、試験等のための評価基準を明らかにするものとする。

5 陸上幕僚長は、第1項の試験等の実施計画の作成に当たっては、必要に応じ研究実施機関の長に当該実施計画作成上の準拠を示すものとする。

(部隊実験の計画の作成等)

第17条の2 陸上幕僚長は、部隊実験における研究課題及び担任する部隊等について、教育訓練研究本部長に指示するものとする。

2 教育訓練研究本部長は、前項の指示に基づいて計画を作成するとともに、その実施を管理するものとする。

3 防衛部長は、部長官と調整の上、教育訓練研究本部による部隊実験の計画の作成及び実施の管理に協力するものとする。

(研究実施予定の報告)

第18条 教育訓練研究本部長は、年度における研究実施の予定(自主研究を含む。)を4月末日までに、別紙第5に定める項目により、陸上幕僚長に報告(研定第2号)するとともに、他の研究実施機関の長(補給処長を除く。)に通知するものとする。

2 研究実施機関の長(教育訓練研究本部長及び補給処長を除く。)は、研究開発計画を踏まえ、年度における研究実施の予定を、教育訓練研究本部長に報告又は通知するものとする。

3 補給処長は、補給統制本部長の指示に基づき、補給整備等に係る、前項の研究実施の予定を補給統制本部長に通知するとともに、方面総監に報告するものとする。

(研究成果の報告)

第19条 教育訓練研究本部長は、第17条第1項に示す試験等の成果及びその他の主要な研究成果について、陸上幕僚長（運用研究及びその他の研究にあつては防衛部長気付、装備研究にあつては装備計画部長気付、教育訓練研究にあつては人事教育部長又は運用支援・訓練部長気付、衛生研究にあつては衛生部長気付）に報告（研定第3号）するものとする。

2 研究実施機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、命題研究の研究成果については、特に報告要領を指定するものを除き研究終了後1か月以内に、自主研究については、主要な研究成果を適時に、別紙第6の様式（実用試験成果報告書の本文に記載する項目は別紙第7による。）により、教育訓練研究本部長に報告するものとする。

#### 第4章 研究成果の評価及び利用

##### （研究成果の処理）

第20条 教育訓練研究本部長は、研究成果の有効性に関し評価を行うものとする。

2 防衛部長は、第1項の教育訓練研究本部長が実施する研究成果の有効性に関する評価等に協力するとともに、施策への反映を図るものとする。

3 教育訓練研究本部長は、研究成果を保管及び整理して、じ後の研究業務に資するものとする。

#### 第21条 削除

#### 第5章 装備品等の研究開発に関する陸上幕僚監部、教育訓練研究本部及び学校における諸業務

##### 第1節 運用要求案、研究開発取得ロードマップ、代替案分析、装備品等研究開発見積依頼及び装備品等研究依頼

##### （運用要求案の作成）

第22条 教育訓練研究本部長は、防衛装備庁が別に定める装備取得要求見積書、装備品等研究開発見積依頼及び装備取得要求書の作成に資するため、研究開発計画に基づき、運用要求案に係る研究を実施し、研究成果を陸上幕僚長（防衛部長気付）に報告するものとする。

2 学校長は、研究開発計画に基づき、運用要求案に係る研究を実施し、研究成果を教育訓練研究本部長に報告するものとする。

##### （研究開発取得ロードマップの作成協力）

第22条の2 装備計画部長は、防衛部長と調整の上、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号。以下「研究訓令」という。）第8条第1項に規定する研究開発取得ロードマップの作成に協力するものとする。

##### （代替案分析）

第22条の3 防衛部長は、防衛装備庁へ代替案分析を依頼する場合には、装備計画部長と調整の上、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令

36号。以下「プロ管訓令」という。)第9条第3項の規定により、分析結果の希望日のおおむね1年前までに、装備取得要求見積書を作成するものとする。

2 装備計画部長は、防衛部長と調整の上、前項で依頼した代替案分析等を基に検討し、技術的課題が存在し、諸外国に要求を満足する装備品が存在しない場合は、防衛装備庁による装備品等の研究又は開発の手続を実施する。

3 装備計画部長は、前項以外で、技術的課題が存在せず、国内外の企業によって要求を満足する装備品等を製造が可能な場合であって試験等による評価が必要な場合は、陸上自衛隊による研究改善又は取得のための手続を実施する。

(装備品等研究開発見積依頼及び装備品等研究依頼の作成)

第23条 装備計画部長は、防衛部長と調整の上、装備体系等に基づき、運用要求案を踏まえ、装備品等研究開発見積依頼を作成し、研究訓令第9条に規定する手続を行うものとする。

2 装備計画部長は、前項以外の装備品等の研究を防衛装備庁に依頼するときは、防衛部長と調整の上、前項に準じて装備品等研究依頼を作成し、防衛装備庁に提出する手続を行うものとする。

3 装備計画部長は、研究訓令第23条第1号に規定するブロック化開発(以下「ブロック化開発」という。)又は運用実証型研究を行う必要があるときは、同条第1項に準じてブロック化開発又は運用実証型研究に必要な事項を記載した装備品等研究開発見積依頼を作成し、研究訓令第9条に規定する手続等を行うものとする。

4 装備計画部長は、防衛装備庁から装備品等研究開発見積りを受けた場合には、防衛部長と調整の上、回答書を作成し、防衛装備庁に通知する手続を行うものとする。

(装備品等研究開発見積依頼等の修正)

第24条 装備計画部長は、前条に規定する装備品等研究開発見積依頼等に記載されている事項を修正(項目の追加又は削除を含む。)する必要がある場合には、同条の規定に準じて、所要の修正手続を行うとともに研究訓令第9条第6項に規定する手続を行うものとする。

第2節 装備品等の研究のための装備品等研究開発要求

(装備品等研究開発要求)

第25条 装備計画部長は、防衛装備庁に装備品等の研究を要求する場合には、防衛部長と調整の上、装備品等研究開発見積依頼等に基づき、装備品等研究開発要求を作成し、研究訓令第9条第6項に規定する手続を行うものとする。

2 装備計画部長は、ブロック化開発又は運用実証型研究を行う必要があるときは、防衛部長と調整の上、前項に準じてブロック化開発又は運用実証型研究に必要な事項を記載した装備品等研究開発要求を作成し、研究訓令第9条第6項に規定する手続を行うものとする。

(装備品等研究開発要求の変更手続)

第26条 装備計画部長は、前条に規定する装備品等研究開発要求の内容を変更する必要がある場合には、防衛部長と調整の上、研究訓令第9条第6項に規定する手続を行うものとする。

(装備品等の研究成果等の検討及び意見の通知)

第27条 装備計画部長は、研究訓令第14条の規定により、防衛装備庁から通知された装備品等の研究成果等について防衛部長と調整の上、実用的見地から検討し、所要の意見を防衛装備庁に通知する手続を行うものとする。

第3節 要求性能案、装備品等の開発のための装備品等研究開発要求等

第28条 削除

(要求性能案、装備品等研究開発要求等の作成)

第29条 教育訓練研究本部長は、装備品等研究開発要求、装備開発（改善）要求書等の作成に資するため、第11条第1項に規定する研究開発の年度計画に基づき、要求性能案に係る研究を実施し、研究成果を陸上幕僚長（防衛部長気付）に報告するものとする。

2 学校長は、前項の研究開発の年度計画に基づき、要求性能案に係る研究に協力するものとする。

3 装備計画部長は、防衛装備庁に装備品等の開発を要求するものについては、要求性能案を踏まえ、防衛部長と調整の上、装備品等研究開発要求を作成し研究訓令第9条に規定する手続を行うものとする。

4 装備計画部長は、部隊使用承認が必要な装備品等については、防衛部長と調整の上、装備品等研究開発要求に準じて装備開発（改善）要求書を作成するものとする。

5 装備計画部長は、前2項以外のものについて、ブロック化開発又は運用実証型研究により防衛装備庁が試作等した装備品の原型となるものを試験評価する必要がある場合（データの収集を含む。）、又は運用実証型研究に準じた自隊研究を行う場合には、防衛部長と調整の上、装備研究要求書を作成するものとする。

6 防衛部長は、防衛大臣による部隊使用承認を必要としないと認められる装備品等については、装備計画部長と調整の上、運用要求案を踏まえ、装備取得要求書を作成し、関係部長に通知するものとする。

(装備品等研究開発要求等の修正及び装備品等の改善)

第30条 装備計画部長は、防衛部長と調整の上、研究開発の進展に応じ、それぞれ装備品等研究開発要求、装備開発（改善）要求書について見直しを行い、修正を必要とする場合には、前条の規定に準じて手続を行うものとする。

第30条の2 削除

(装備品等の改善)

第30条の3 装備計画部長は、既存装備品等であつて、民生技術の進展により、運用構想等に合致する優れた装備品等に改善し得る場合は、防衛部長と調整の上、装備改善に係る通知を行うものとする。

2 部長官は、前項の通知に基づき、装備品の改善を行うために別に示す手続きを実施するものとする。

3 隊員及び部隊等の長は、装備品等の改善に関する提案又は要望がある場合は、第14条及び第15条の規定の他、装備改善提案に関する達（陸上自衛隊達第61-10号（22.3.1））に規定する手続きを行うものとする。

（防衛装備庁との調整）

第30条の4 装備計画部長は、装備品等の研究開発に係る防衛装備庁との調整を担当し、その実施に当たり、実用的見地からの意見を反映させるため、研究実施機関の長の協力を受けるものとする。

2 教育訓練研究本部長は、前項の協力について、研究実施機関に対し必要な統制又は調整を行うものとする。

（装備品等の開発成果等の検討及び意見の通知）

第31条 装備計画部長は、研究訓令第17条の規定により防衛装備庁から通知された装備品等の開発成果等について実用的見地から検討し、所要の意見を防衛装備庁に通知する手続きを行うものとする。

#### 第4節 実用試験等

（実用試験等の実施手続）

第32条 装備計画部長は、実用試験等の実施に際し、関係部長と調整して、研究訓令第12条に規定する年度業務計画を作成し、防衛大臣に報告する手続きを行うものとする。

2 装備計画部長は、運用実証型研究に係る試験の実施に際し、試験の評価要領を作成し、防衛装備庁に通知する手続きを行うものとする。

（試験的な装備品等の導入の実施手続）

第32条の2 防衛部長は、第22条の3第3項の内、使用目的に適合するか否かについて主として軽易な検証により導入の可否の判断が可能であり、かつ、装備品等の導入に先立ち、部隊の対処能力の向上又は量産装備品等の導入に向けた検討の加速が可能なものは、装備計画部長と調整の上、研究実施機関の長の協力を受け試験的な装備品等の導入の手続を実施する。

2 防衛部長は、装備計画部長と調整の上、研究実施機関が作成する検証実施計画に資するため、部隊使用承認に必要な項目を明記した試験的な装備品等の導入大綱を作成し、必要な研究実施機関に通知する。

3 補給統制本部長及び開発実験団長は、通知された試験的な装備品等の導入大綱に基づき、防衛部長及び装備計画部長の協力を受け、部隊使用承認の申請に必要な項目に対す

る評価基準及び評価要領を記載した評価の大綱を作成して、陸上幕僚長（装備計画部長 気付）及び必要な研究実施機関の長に通知するものとする。

- 4 防衛部長は、装備計画部長と調整の上、試験的な装備品等の導入に係る検証において、研究実施機関等との必要な調整等を実施するとともに、その実施に当たり、研究実施機関の長（試験評価に係る専門的見地からの計画及び検証に資する協力を補給統制本部長及び開発実験団長、運用性等の実用的見地からの計画及び検証に係る協力を各研究実施機関の長）の協力を受けるものとする。
- 5 防衛部長は、試験的な装備品等の導入において、初期的運用として、第5条第1号から第6号に掲げる研究実施機関以外の部隊等に参考器材等を導入する場合、部隊等との必要な調整等を実施する。
- 6 装備計画部長は、初期的運用の実施に当たり、必要により部隊使用承認の申請手続きを行うものとする。

（実用試験等成果の処理）

第33条 装備計画部長（衛生資材については、衛生部長）は、防衛部長と調整の上、実用試験報告書を作成して、研究訓令第18条第1項に規定する手続きを行うものとする。

- 2 装備計画部長は、ブロック化開発又は運用実証型研究に係る試験の評価結果について、防衛部長と調整の上、防衛装備庁に通知する手続きを行うものとする。
- 3 装備計画部長（衛生資材については、衛生部長）は、第1項以外の試験成果について、防衛部長と調整の上、必要に応じ装備品等の部隊使用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第74号）第4条に規定する手続きを行うものとする。

#### 第5節 研究開発評価

（研究開発評価への参画）

第33条の2 防衛部長及び装備計画部長は、研究訓令第4条の研究開発評価の指針に基づき、装備取得委員会に関する訓令（平成27年防衛省訓令第38号）第7条に規定する技術評価部会に参画するものとする。

### 第6章 研究開発委員会等

#### 第1節 研究開発委員会

（研究開発委員会設置の目的）

第34条 陸上自衛隊における研究開発に関する重要事項を審議する機関として、陸上幕僚監部に研究開発委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第35条 委員会は、次の各号に掲げる事項について総合的立場から審議し、陸上幕僚長に対して意見を具申する。

- (1) 陸上自衛隊研究開発指針
- (2) 装備体系

- (3) 特に重要な装備品等（プロ管訓令第2条第9号に該当する可能性のあるものをいう。）の装備品等研究開発要求
- (4) 装備品等研究開発見積依頼
- (5) 第3号以外の装備品等の装備品等研究開発要求
- (6) 装備開発（改善）要求書
- (7) 装備研究要求書
- (8) 装備取得要求書
- (9) その他研究開発に関する特に重要な事項

（組織）

第36条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、陸上幕僚副長を、副委員長は防衛部長、装備計画部長、人事教育部長、運用支援・訓練部長及び陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長をもって充てる。

3 委員は、別紙第8に掲げる者をもって充てる。

（委員長の任務）

第37条 委員長は、委員会を総理する。

2 委員長は、必要と認める場合には、委員会において委員以外の者に対し意見を聴取することができる。

（副委員長の任務）

第38条 副委員長は、委員会の運営について委員長の定めるところに従い、委員長を補佐するものとする。

2 前任の副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の招集）

第39条 委員長は、審議事項に応じ適宜審議する委員を指定し招集する。

2 陸上幕僚長は、研究開発に関する重要事項について、委員長に審議を命じることができる。

（調整部会）

第40条 委員会に専門的事項を審議する機関として、調整部会を置く。

2 調整部会会長は、審議事項に応じ、研究開発委員長が別に定めるものとする。

3 調整部会の構成及び業務要領については、別に示す。

第41条 削除

（委員会開催の要請）

第42条 研究開発を所掌する部長たる防衛部長、運用支援・訓練部長及び装備計画部長は、所掌事項に関し委員会で審議する必要がある場合には、委員長に対し委員会の開催を要請することができる。

（庶務）

第43条 委員会の庶務は、防衛部防衛課において処理する。

(委任規定)

第44条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 第2節 その他の委員会等

(教育訓練研究本部長が定める委員会)

第45条 教育訓練研究本部が統制する研究開発業務に関する重要事項を調整・審議する機関として、教育訓練研究本部に委員会等を設置することができる。なお、当該委員会等の構成その他必要な事項については、教育訓練研究本部長が別に定めるものとする。

(陸上自衛隊研究開発・改善推進協議会)

第45条の2 陸上幕僚監部、教育訓練研究本部等及び防衛装備庁が連携して陸上自衛隊の研究開発及び改善に関する業務を一体的に推進するため、陸上幕僚監部に陸上自衛隊研究開発・改善推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 防衛部長は、部長官と調整の上、協議会の管理、運営を行うものとする。

#### 第7章 雑則

(秘密保全)

第46条 研究開発に伴う秘密保全については、関係法規に定めるところによるほか、開発又は改善する装備品等の秘密区分の指定に関する基準は別に示すところによる。

(安全管理)

第47条 試験等の実施に伴う安全管理については、関係法規に定めるところによるほか、研究実施機関の長が、当該試験等の実施計画において示すものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この達は、平成27年12月3日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この達の施行以前において改正前の研究開発に関する達に基づき作成された下表左欄の文書は、この達に基づき作成された下表右欄の文書とみなす。

技術研究開発要求見積書	装備品等研究開発見積依頼
技術研究要求書 技術開発要求書	装備品等研究開発要求
研究開発目標指針	陸上自衛隊研究開発指針
運用上の要求書 (装備開発(改善)要求書に関連するものを除く。)	装備取得要求書



附 則（平成28年4月1日陸上自衛隊達第100-1-1号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日陸上自衛隊達第100-1-2号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月16日陸上自衛隊達第100-1-3号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月20日陸上自衛隊達第100-1-4号）

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122-303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年3月25日陸上自衛隊達第122-311号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日陸上自衛隊達第100-1-5号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日陸上自衛隊達第100-1-6号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日陸上自衛隊達第100-1-7号）

この達は、令和6年3月21日から施行する。

研究要望の記載項目

- 1 研究開発の区分
- 2 研究課題名
- 3 優先順位（研究課題が複数ある場合は、研究区分毎に優先順位を記述）
- 4 研究要望の背景及び先行研究の成果
- 5 研究目的及び目標
- 6 研究の必要な理由及び研究の完了を希望する時期
- 7 研究計画の概要（注）
- 8 所要経費とその内訳（注）
- 9 所要研究力（注）

注： 研究要望を提出する研究実施機関で研究を実施することが適切と考えられる場合のみに記載する。

改善研究提案書の記載項目

- 1 提案部隊等の長の所属、階級、氏名
  - 2 提案の主題
  - 3 改善研究の必要性
    - (1) 現状及びその問題点
    - (2) 改善研究を実施することにより、期待し得る効果の概要
  - 4 改善研究の方法等の概要
  - 5 その他改善研究実施上必要な事項
- 注： 記載に当たっては、努めて図表等を併用すること

研究開発に関する着想提案書の記載項目

- 1 提案者（又は提案部隊等の長）の所属、職名、階級、氏名
- 2 提案の主題
- 3 着想の概要
  - (1) 着想の内容
  - (2) 着想を具体化することにより、期待し得る効果の概要
- 4 着想を具体化する方法等の概要
- 5 その他研究開発実施上必要な事項

注： 記載に当たっては、努めて図表等を併用すること。

実施計画の記載例（基準）

- 1 根拠
- 2 目的
- 3 主要検証内容
- 4 期間及び場所
- 5 供試品等
- 6 試験担当者及び協力部隊
- 7 評価要領
- 8 試験実施要領
- 9 その他

研究実施予定の記載項目

- 1 研究区分
- 2 研究課題
- 3 研究目的
- 4 主要行事
- 5 予定進捗表（研究課題の業務予定を記載するものとする。）
- 6 他機関との協力に必要な事項
- 7 その他

## 研究成果報告書の様式

〔研究要報〕

研究課題名	
媒体分類	電子メディア・紙・映画・ビデオ・写真・その他の選択（複数可）
担任・協力	命題研究（担任・協力）、自主研究
研究開発の区分	記載例 運用研究－運用開発研究
研究実施機関	記載例 教育訓練研究本部
研究開始年（西暦）	記載例 2000
研究終了年（西暦）	記載例 2001
連番	
年度業務計画名	記載例 陸幕業計
年度業務計画コード	記載例 10022-1
秘密区分	なし・部内限り・注意・秘・特秘
作成者	記載例 1尉 山田太郎
作成部署（協力機関）	記載例 教育訓練研究本部（富校）
保管場所	記載例 教育訓練研究本部
キーワード検索	記載例 下記欄、成果の要約に使用する部隊運用、訓練、装備品等の名称等
要旨	1 目的 2 成果の要約
添付資料	1 じ後の研究上の問題点 2 提案
関連研究	記載例 過去の研究成果報告書
参考資料	記載例 一般図書等

別紙第7（第19条関係）

実用試験成果報告書の本文の記載項目

（供試品名）実用試験成果報告

- 1 根 拠
- 2 目 的
- 3 主要検討項目
- 4 供試品名
- 5 試験担当者、研究員、協力部隊及び試験使用部隊等
- 6 試験経過の概要、期間、場所、日程、その他
- 7 供試品の試験要領及び成果
- 8 所見及び提案
- 9 その他（写真等）



研究開発委員会の委員

1 陸上幕僚監部委員

- (1) 監理部総務課長
- (2) 監理部会計課長
- (3) 人事教育部人事教育計画課長
- (4) 運用支援・訓練部運用支援課長
- (5) 運用支援・訓練部訓練課長
- (6) 防衛部防衛課長
- (7) 装備計画部装備計画課長
- (8) 装備計画部開発課長
- (9) 指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長
- (10) 指揮通信システム・情報部情報課長
- (11) 衛生部企画室長
- (12) 総括副監察官
- (13) 副法務官
- (14) 警務管理官総括班長

2 教育訓練研究本部委員

教育訓練研究本部長の指名する者

3 学校委員

学校長の指名する者

4 補給統制本部委員

補給統制本部長の指名する者

5 その他研究開発委員長の指名する者